

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団職員給与規程

平成11年2月1日

規程第13号

改正平成12年12月1日

改正平成14年4月1日

改正平成16年4月1日

改正平成18年4月1日

改正平成19年1月1日

改正平成19年4月1日

改正平成20年1月1日

改正平成21年1月1日

改正平成21年4月1日

改正平成21年12月1日

改正平成22年1月1日

改正平成22年4月1日

改正平成23年4月1日

改正平成25年4月1日

改正平成26年4月1日

改正平成27年4月1日

改正平成29年4月1日

改正平成30年4月1日

改正令和2年4月1日

改正令和2年9月1日

目 次

第1章	総則
第2章	給料
第3章	諸手当
第4章	補則
附則	

第1章 総 則

(通則)

第1条 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下「財団」という。）に正規職員（以下、「職員」という。）として採用された者の給与に関しては、この規程に定めるところによる。

2 契約職員、非常勤職員、常勤嘱託員、再雇用職員及び臨時職員の給与については、別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当とする。

(1) 初任給調整手当

(2) 扶養手当

- (3) 管理職手当
- (4) 地域手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 不規則勤務手当
- (8) 超過勤務手当
- (9) 休日給
- (10) 管理職員特別勤務手当
- (11) 夜勤手当
- (12) 宿直手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与の支払い方法)

第3条 給与は、通貨で直接職員に支払う。ただし、職員から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項の給与の支払いの際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により給与から控除する金員があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

(給与の支払日)

第4条 給与（期末手当、勤勉手当及び通勤手当を除く。以下本条において同じ。）の支払日は、毎月 15 日とする。ただし、月の初日以外の日に職員となった者の当該職員となった月の支払日は、その月の末日までとする。

2 前項に規定する支払日が、週休日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ）に当たるときは、その日前のその日に近い週休日又は休日でない日を支払日とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事長は、災害その他の事由により給与の支払が著しく困難なときは、支払日を一時変更することができる。

(期末手当及び勤勉手当の支払日)

第5条 期末手当及び勤勉手当の支払日は、その都度理事長が定める。

2 通勤手当の支払日は、区の定める例により理事長が定める。

第 2 章 給 料

(給料の意味及び給料表)

第6条 この規程において給料とは、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団職員就業規程（平成 11 年 2 月 1 日規程第 9 号。以下「就業規程」という。）に定める正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

2 給料は月額とし、給料表は区の定める例により理事長が別に定める。

第7条 職員に適用される給料表の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、別表第 1 に定める基準により決定する。

2 新たに職員となった者の給料月額は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第 2 に定める初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎とし、その者の属する職務の級に昇格したものとした場合に別表第 3 のうち 1 及び 2 に定める基準により得られる号給とする。

3 職員が一の職務の級から上位の級に昇格した場合及び下位の級に降格した場合における給料月額は、別表第3に定める基準による。

4 この規程により難いと認められるときは、世田谷区の職員の例により理事長が決定する。

(昇給の基準)

第8条 職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前で理事長が定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の給における最高の号給を超えて行うことができない。

4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇給の時期)

第9条 前条に規定する昇給の時期は、原則として4月1日とする。

(育児短時間勤務職員の給与月額)

第9条の2 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団職員の育児休業に関する規則（平成11年2月1日規則第4号）第3条の3に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、正規職員就業規則の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支払方法)

第10条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、給料月額の全額を月1回支給する。

2 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。職員が死亡したときはその月まで給料を支給する。

4 前2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給する以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(解雇時の給料支給の特例)

第11条 職員が組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇された場合には、その月の給料全額を支給する。

第3章 諸 手 当

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者

3 扶養手当は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて支給する。扶養手当の額は、世田谷区が支給する基準にならい、理事長がその都度定める。

(1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族

(2) 前項2号に該当する扶養親族

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、世田谷区が特定期間にある扶養親族に支給する基準にならい、理事長がその都度定め、前項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出)

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにそのことを証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給開始及び終了は、次の基準による。ただし、扶養手当の支給開始については、前項の規定による届出が、これらの事実の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(1) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合は、その者が職員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

(2) 扶養親族がない職員に新たに扶養親族が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

(3) 扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合は、これらの事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって支給が終わる。

(4) 扶養手当を受けている職員の扶養親族のすべてについて、前項第2号に掲げる事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月の前月）をもって支給が終る。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、その支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの的一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

4 第2項ただし書きの規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(管理職手当)

第14条 次の各号に掲げる職員に対しては、その者が属する職務の級における最高の号級の給与月額の100の25を超えない額とする。

- 2 前項の規定により管理職手当を受ける者に対しては、超過勤務手当は支給しない。
- 3 管理職手当を受ける職員が月の初日から末日までの全勤務日にわたって勤務しなかつた場合は、当月分の管理職手当を支給しない。
- 4 月の初日以外において、管理職手当の支給を開始若しくは停止すべき理由が生じたとき、又はその額に変更を生じたときの当該手当の支給については、第10条第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「給料」とあるのは「管理職手当」と読み替えるものとする。
- 5 管理職手当の支給を受ける者の範囲、支給額、支給方法その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、世田谷区の例に準じる。

(地域手当)

第15条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計に100分の20を乗じて得た額の範囲内とする。
- 3 地域手当の支給については、給料支給の例による。

(住居手当)

第16条 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員（理事長が別に定める住宅に居住する職員を除く。）のうち、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額27,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っているものに支給する。
2 住居手当の月額は、8,300円（満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては18,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては9,300円をその額に加算した額）とする。

- 3 住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第17条 次に掲げる職員に対しては、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のための交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具（以下「自転等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (3) 通勤のための交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (4) 前号に掲げる職員のうち、自転車等を使用する距離が片道1キロメートル以上である職員

- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 その者の支給対象期間（6箇月を超えない範囲内で理事長が定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）とし、その最高限度額は区の定める例による

- (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4に掲げる職員の区分及び自転車等の片道使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（最高限度額は区の定める例による）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
- (4) 前項第4号に掲げる職員 前項に掲げる額

3 前2項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(不規則勤務手当)

第18条 著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて不規則勤務手当を支給する。

2 不規則勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額については、世田谷区の規則にならい、理事長が定める。

(超過勤務手当)

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しては、その超過勤務の時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額に100分の150を乗じた額を支給する。

2 正規職員就業規則に規定する週休日（週休日の勤務に替えて他の日の勤務を免除された場合を除く。）において超過勤務することを命ぜられた職員に対しては、その勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の160を乗じて得た額を支給する。

3 第1項の規定に定めるもののほか、正規職員就業規則の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて同規則の規定により週休日とされた日に同規則の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員に対しては、当該正規の勤務時間に相当する時間について、1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給することができる。

4 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、第1項の規定にかかわらず、その超過勤務の1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額を支給する。

5 前4項に定める1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を正規職員就業規則に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同規則に規定する勤務時間を5で除して得た時間に別に定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあっては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

(1) 育児短時間勤務職員 正規職員就業規則に規定する勤務時間を同規則により定められたその者の勤務時間で除して得た数。

(休日給)

第20条 職員には、正規の勤務日が休日（正規職員就業規則に規定する日をいう。以下同

じ。)に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務時間1時間につき前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲で、区に準じた割合を乗じた額を休日給として支給する。ただし、正規職員就業規則の規定により、理事長が休日の勤務に替えて、職員に他の日の勤務を免除した場合には、休日給は支給しない。

(月60時間を超える超過勤務手当等の支給割合)

第20条の2 第19条第1項から第3項及び第20条第2項による勤務時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を超過勤務手当又は休日給として支給する。ただし、第19条第2項に規定する週休日のうち、理事長が別に定める日曜日又はこれに相当する日は除く。

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 第19条第1項及び第2項における割合 | 100分の 150 |
| (2) 第19条第3項における割合 | 100分の 50 |
| (3) 第20条第2項本文における割合 | 100分の 150 |

(管理職員特別勤務手当)

第21条 第14条第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の財団の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務を免除した場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 管理職員特別勤務手当の額その他支給については、世田谷区の例に準ずる。

(夜勤手当)

第21条の2 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じた額を夜勤手当として支給する。

2 前項に定める1時間当たりの給与額は、第19条第5項に定めるところによる。

(宿直手当)

第21条の3 宿直勤務を命じられた職員には、宿直手当を支給する。

2 前項の勤務は、第19条から第21条の2の手当の対象となる勤務には含まれないものとする。

3 宿直手当の支給対象となる勤務の種類、支給額そのた宿直手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第22条 職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい、理事長がその都度定める基準により期末手当を支給するものとする。

(勤勉手当)

第23条 職員に対しては、勤務成績を考慮し、予算の範囲内で、理事長がその都度定める基準により勤勉手当を支給することができる。

(派遣職員調整手当)

第24条 削除

第4章 梯級則

(給与の減額)

第25条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、正規職員就業規則に定め

る特別休暇を受ける場合及び理事長が別に定める場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第19条第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項の給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間のものを直近の給与支給の際行うものとする。

第25条の2

職員給与規程第27条別表第5に定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。

(1) 病気休暇 1回について、引き続く90日
(時間の計算)

第26条 第19条及び前条における時間の合計に1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(欠勤者の給与)

第27条 欠勤者又は休職者の給与については、第24条に定める場合を除くほか、別表第5に定めるところによる。

(端数計算)

第28条 この規程による給与の計算において、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げる。

(委任)

第29条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

(特例一時金)

当分の間、民間における賃金との均衡を考慮して講ずる特例措置として、各年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）において、当該各年度の3月1日に在職する職員に対し、世田谷区が支給する基準にならい、理事長がその都度定める基準により特例一時金を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、特例一時金は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 (経過措置)

平成26年3月31において、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第16条第1項各号のいずれかに該当し、住居手当の支給を受けていた職員であって、平成26年4月1日以後も引き続き同項各号に掲げる職員（この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第16条第1項に掲げる職員を除く。）に該当するものその他これらに準ずる職員については、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間は、改正後の規程第16条第1項の規定にかかわらず、住居手当を支給する。

3 前項の規定により支給する住居手当の月額は、改正後の規程第16条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	6,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	4,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,000円

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

級別標準職務表

職務の級	基準となる職務
6級	—
5級	課長、担当課長又は副参事の職務
4級	課長補佐の職務
3級	係長、担当係長又は主査の職務
2級	主任の職務
1級	2級から6級までの職務の級に属さない係員の職務

別表第2（第7条関係）

初任給基準

1 初任給基準

職種	試験（選考）	学歴免許等	初任給	調整号数
事務	I類		1級 29号給	+1号
	III類		1級 5号給	+5号

備考（1）採用後最初の昇給日以降に調整号数により加算調整

（2）採用された者が、その職務について有用な経験を有する場合においては、
その者の号給を次表に定める経験年数換算表により換算された年数1年に
つき、この表に定める号給の4号給上位の号給とすることができる。

2 前歴加算

種別	換算率	備考
職務の種類が同種である職員としての期間	10割	
上記以外の場合の職員としての期間	8割	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間	5割	1 在学年数は正規の修学年数の範囲内とする。 2 従事する職務と密接な関係のある在学期間については、理事長の承認を得て8割に換算することができる。
その他の期間	5割	経験年数は10年（換算後5年）を限度とする。

3 初任給加算限度数

給料表	試験（選考）	職務の級	限度号給
	I類	1	28号級
	III類	1	37号級

別表第3（第7条関係）

昇格、降格に関する基準

1 職員を上位の級に昇格させる場合には、次に掲げる表の基準による。

6級	—
5級	課長、担当課長又は副参事の職に任命された者
4級	課長補佐の職に任命された者
3級	係長、担当係長又は主査の職に任命された者
2級	主任の職に任命された者

2 職員を昇格させた場合の給料月額は、昇格対応号級表に基づき決定する。

3 職員を降格させた場合の給料月額は、昇格対応号給表に基づき決定する。ただし、降格前の号給に対応する下位級の号給が存在しない場合は、下位級の最高号給に決定する。

別表第4（第17条関係）

職員の区分 自転車等の片道の使用距離の区分	1 2以外の職員	2 身体に障害を有する職員で通勤が困難であると理事長が認める職員
5キロメートル未満	2, 600円	3, 900円
5キロメートル以上	3, 000円	5, 300円
10キロメートル未満		
10キロメートル以上	5, 000円	8, 100円
15キロメートル未満		
15キロメートル以上	7, 000円	10, 900円
20キロメートル未満		
20キロメートル以上	9, 000円	13, 700円
25キロメートル未満		
25キロメートル以上	11, 000円	16, 500円
30キロメートル未満		
30キロメートル以上	11, 000円	19, 300円
35キロメートル未満		
35キロメートル以上	13, 000円	22, 100円
40キロメートル未満		
40キロメートル以上	13, 000円	24, 900円

別表第5（第27条関係）

休職者等及び病気休暇取得者の給与支払基準

原 因		給与支給基準
1 休 職 等	(1) 正規職員就業規則 第6条第1号	休職期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80の額
	(2) 正規職員就業規則 第6条第2号	給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60の額以内で理事長が定める額
	(3) 正規職員就業規則 第6条第3号	給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の100の額以内で理事長が定める額

	(4) 正規職員就業規則 第6条第4号	理事長が定める額
2 病 気 休 暇 取 得 者	(1) 業務外の負傷及び疾病による病気休暇	病気休暇が承認された日から90日間は給与の全額を支給し、90日間を超えるときは給与を支給しない。
	(2) 結核性疾患による病気休暇	病気休暇が承認された日から1年間は給与の全額、次の1年間以内は給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の50の額を支給し、2年間を超えるときは給与を支給しない。